

平成二十六年二月十二日提出  
質問 第三二二号

外務省在外公館が行っている便宜供与に関する再質問主意書

提出者 鈴木貴子

## 外務省在外公館が行っている便宜供与に関する再質問主意書

外務省在外公館が行っている便宜供与について、「政府答弁書」（内閣衆質一六三第一八号）では「在外公館が行っている便宜供与とは、一般に、公共性を有する用務で海外に渡航する者に対して行う送迎、宿舎の手配等の支援を指す。」との定義付けがなされている。右と「前回答弁書」（内閣衆質一八六第八号）を踏まえ、再質問する。

一 便宜供与の格付け、取扱い基準について、「前回答弁書」ではAA、BB、CC、CCIGG、CCIH、DD、TT—XX及びTTの八つの分類があることが明らかにされている。では、右の基準の対象となる者の官職、役職をそれぞれ明らかにされたい。

二 過去十年の間に便宜供与の対象となった者のうち、国会議員の人数、国会議員以外の人数について、「前回答弁書」では、それぞれ二万千八百三十九名、百三十四万二千八百七十七名であることが明らかにされている。右人数を、一の八つの分類ごとに示されたい。

三 「前回答弁書」では、便宜供与の必要性並び国益への貢献度につき、「公共性を有する用務で海外に渡航する者に対して、かかる用務との関係で、在外公館が便宜供与を行うことは有意義であると考えてい

る。」との答弁がなされている。右答弁にある「公共性を有する用務」とは具体的にどのようなものか、詳細に説明されたい。

四 二の便宜供与を受けた者のうち、「公共性を有する用務」とは言えない目的で海外に渡航した者に、便宜供与がなされた事例はないか。

五 「前回答弁書」では、その経費のみを特定することはできないとの理由で、便宜供与にかかった金額が明らかにされていない。金額は明確でないにしても、その原資はすべて国民の税金であることは間違いないと考えるが、確認を求める。

六 政府として、国民の税金を用いて便宜供与を行っている以上、それにかかった金額を明らかにする、またはそれができないのなら、便宜供与の在り方を見直すことが必要であると考えるが、いかがか。  
右質問する。